

令和2年度

相模原市

中小企業融資制度のご案内



創業支援融資制度

- 「これから創業する個人」又は「市内で創業して1年未満の中小企業者」を対象とした融資制度です。
- 融資限度額 2,000万円
 - 資金使途 運転資金及び設備資金
 - 利用者負担利率 年0.6%以内
※融資利率(2.1%以内)から市負担利率(1.5%)を差し引いた実際にかかる利率です。
 - 融資期間 7年以内(据置1年以内)
 - 対象者 ①又は②の条件を満たし、かつ③から⑤の条件をすべて満たすものとする。
 - ①現在事業を行っていない開業前の個人で次のいずれかに該当する創業者
ア 融資申込時点で市内在住であり、1ヶ月以内に新たに中小企業者として市内に個人事業を開業予定のもの(認定特定創業支援事業の証明を受けた場合は、6ヶ月以内に開業予定のもの)
イ 2ヶ月以内に新たに中小企業者として市内に法人事業を開業予定のもの
 - ②市内に開業してから1年未満の中小企業者(個人事業にあっては、融資申込時点で市内在住のもの)
 - ③市民税を完納していること
 - ④事業に必要な許認可等を取得していること、又は取得が確実である見通しがあること。
 - ⑤神奈川県信用保証協会の創業関連保証又は創業等関連保証を付すること。
- ※NPO法人は、ご利用いただけません。

利子補給制度

市負担利率の利子を市が金融機関に対し支払うことで、利用者の利息負担を軽減します。ただし、市外へ転出された場合や、融資制度から逸脱する条件変更をされた場合には、利子補給が停止いたします。

$$\text{融資利率} - \text{市負担利率} = \text{利用者負担利率}$$

※各資金の利率については、相模原市中小企業融資制度一覧をご覧ください。

信用保証料補助制度

市の融資制度を利用する際に、利用者が神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を市で補助します。

信用保証協会の保証付きで融資を受ける場合、信用保証料を支払う際に、融資を受ける金融機関に申請書類を提出してください。

補助率は保証料の80%以内(千円未満切捨て)、限度額は10万円です。

〈信用保証料補助金の一部返還について〉

受けられた融資を早期に繰上返済すると、信用保証協会から信用保証料の一部が返戻されることがあります(新たな信用保証料と相殺する場合含む)。このことにより市からの補助金が過払いになる場合は市へ補助金の一部返還義務が生じます。市から送付される返還通知に基づく納入通知書により納付ください。

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)利子補給制度

商工会等の経営指導を受けることによって利用することができる「小規模事業者経営改善資金」を相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会のいずれかの推薦を受けて令和3年3月31日までに利用された方に対し、毎年1月1日から同年12月31日までの間に、日本政策金融公庫へ支払った約定利子の3割を限度に2年間補助します。

詳しくは、相模原商工会議所、各商工会又は市産業政策課へお問い合わせください。

〈問合せ先〉 相模原商工会議所：042(753)8135 城山商工会：042(782)3338
津久井商工会：042(784)1744 相模湖商工会：042(684)3347
藤野商工会：042(687)2138

相模原市融資制度取扱金融機関

(令和2年4月1日現在)

みずほ銀行	相模原支店・相模大野支店・橋本支店・小田急相模原支店・町田支店
三菱UFJ銀行	相模原支店・相模原中央支店・町田支店・町田駅前支店
三井住友銀行	相模大野支店・相模原支店・町田支店
りそな銀行	橋本支店・相模大野支店・町田中央支店
群馬銀行	相模原支店
きらぼし銀行	淵野辺支店(南湖野辺支店・古淵支店)・橋本支店(相原支店) 相模大野支店(大沼支店・東林間支店)・相模台支店・相模原支店 相武台支店・二本松支店・上溝支店・田名支店・城山支店・町田支店
横浜銀行	相模原駅前支店(淵野辺支店・上溝支店)・橋本支店(中野支店) 相模大野支店(相武台北支店・相模台支店・座間支店・座間駅前支店) 町田支店(古淵支店)
山梨中央銀行	相模原支店・町田支店・上野原支店
静岡銀行	相模大野支店・橋本支店
スルガ銀行	相模原支店・東林間支店
東日本銀行	相模原支店・古淵支店
神奈川銀行	相模台支店
静岡中央銀行	番田支店・座間支店・中央林間支店
横浜信用金庫	つきみ野支店
平塚信用金庫	相模台支店・相模野支店・相模原中央支店
西武信用金庫	橋本支店・矢部支店・町田支店
城南信用金庫	淵野辺支店・相武台支店・中央林間支店・原町田支店
多摩信用金庫	相模原支店・橋本支店・町田支店
山梨信用金庫	相模湖支店・津久井支店・橋本支店・相模原中央支店・城山支店 藤野支店
商工組合中央金庫	横浜西口支店
相愛信用組合	半原支店・相北支店・本店営業部・津久井湖支店

※金融機関の審査によっては、融資制度の取扱いができない場合があります。
※()内の支店をご利用される方は、支店名に下線のある支店へご相談ください。



さがみはらロボット導入支援センター

Sagamihara ROBOT SUPPORT CENTER

お気軽に連絡してミン!

- ・引き合いはあるけど、これ以上の生産はムリ…
- ・運ぶものが重くて、腱鞘炎が悩み… 等々

“生産性向上”や“職場環境の改善”などの課題 「さがみはらロボット導入支援センター」が 解決をサポートします!

〒252-0131 相模原市緑区西橋本 5-4-30 SIC-2 R&D Lab. 2112 号室
電話：042-703-0181 メール：robot-center@sic-sagamihara.jp



詳しくはHPで!

融資のご相談・お申込みについて

各取扱金融機関(裏面参照)

※事前に電話確認の上、窓口で直接お申し込みください。

融資制度の詳細について

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042(769)8237(直通)

確認書等の申請先

(公財)相模原市産業振興財団

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 電話 042(759)5600
相模原商工会館本館4階

※利率については、経済情勢により変更することがあります。

通常融資	資金名	利用資格	資金使途	融資限度額	融資利率	利用者負担利率(*1)	市負担利率(*2)	融資期間	申込先
	中小企業振興資金	中小企業者、NPO法人及び協同組合等	運転資金及び設備資金	合わせて3,000万円 (小企業小口資金は1,000万円まで)	2.1%以内 (1年以内は1.6%以内)	2.1%以内 (1年以内は1.6%以内)	0.9%	5年以内 (据置6ヶ月以内)	取扱金融機関
小企業小口資金	従業員20人(商業、サービス業は5人(*3))以下の小規模企業者、小規模NPO法人及び事業協同小組合等	運転資金及び設備資金		2.1%以内	1.2%以内				

資金により市が発行する確認書、認定書等が必要です。詳しくは産業政策課又は産業振興財団までお問い合わせください。

景気対策特別融資	資金名	利用資格	資金使途	融資限度額	融資利率	利用者負担利率(*1)	市負担利率(*2)	融資期間	申込先
	景気対策特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者、NPO法人及び協同組合等 (1) 最近12ヶ月以内の決算期の売上高が最近3年間いずれかの決算期の売上高に比して5%以上減少していること。 (2) 最近3ヶ月の売上高が、前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。 (3) 売掛金債権等があり、当該売掛金債権等を回収するまでのつなぎ資金等としての利用で、当該売掛金債権等が投機的な不動産、株式等の取引でないこと。	運転資金及び設備資金	合わせて2,000万円 (景気対策特別小口資金は500万円まで)	1.7%以内	0.8%以内	0.9%	7年以内 (据置1年以内)	取扱金融機関 (確認書の取得が必須。申請は産業振興財団)
	景気対策特別小口資金	上記(1)又は(2)の要件を満たしている者。 (借入れ希望金額が500万円以内の運転資金の場合)	運転資金のみ			0.4%以内	1.3%	5年以内 (据置1年以内)	
	経営安定支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者、NPO法人及び協同組合等 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証制度)の規定に基づく特定中小企業者 (2) 取引先倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する者 (3) 取引先倒産企業に対して取引依存度が20%以上ある者	運転資金のみ	2,000万円 (利用資格(2)(3)については債権相当額の範囲とする。)	1.7%以内	0.8%以内	0.9%	7年以内 (据置1年以内)	取扱金融機関 (認定書等の取得が必須。申請は産業振興財団)
	小企業特別資金	従業員20人(商業・サービス業は5人(*3))以下の小規模企業者並びに事業協同小組合等で、責任共有制度の対象外となる全国統一の小口零細企業保証を付すること。(*4)	運転資金及び設備資金	2,000万円 (信用保証協会の保証付融資残高の範囲内)	1.9%以内	0.9%以内	1.0%	7年以内 (据置6ヶ月以内)	取扱金融機関
資金繰り円滑化借換資金	市融資制度を信用保証協会の保証を付して利用している中小企業者、NPO法人及び協同組合等で、信用保証協会の借換保証により借り換える者	運転資金及び設備資金	3,000万円 (市融資制度の借換及び増額融資分を合わせた額)	2.1%以内	2.1%以内		セーフティネット保証を併用する場合10年以内 (据置1年以内)	取扱金融機関 (確認書の取得が必須。申請は産業振興財団)	

特別融資	資金名	利用資格	資金使途	融資限度額	融資利率	利用者負担利率(*1)	市負担利率(*2)	融資期間	申込先
	環境整備支援資金	(公害防止対策) 市の指導に沿って公害防止のために施設・設備の設置、改善を行う中小企業者、NPO法人及び協同組合等	(1) 公害防止施設の設置及び改善に要する資金 (2) その他公害防止に要する資金	それぞれ5,000万円 (所要額の80%を限度とする。)	2.1%以内	1.8%以内	0.3%	7年以内 (据置1年以内)	取扱金融機関 (確認書の取得が必須。申請は産業振興財団)
		(身体障害者等労働環境整備対策) 雇用した(する)身体障害者のために施設の改善を行う中小企業者、NPO法人及び協同組合等	身体障害者等の雇用促進に寄与すると認められる施設及び設備の改善に要する資金						
		(工場環境等整備対策) 現に市内に工場を有し、労働環境を改善するために、その工場の増築又は改築を行う中小企業者、NPO法人及び協同組合等	建物の建築資金及び施設の設置資金						
体質強化支援資金	(新製品開発支援対策) 新製品・新技術等の研究開発を行う中小企業者、NPO法人及び協同組合等	新製品、新技術等の研究開発に要する資金	それぞれ5,000万円 (所要額の80%を限度とする。)	2.1%以内	1.8%以内	0.3%	7年以内 (据置1年以内)		
	(高度自動化設備導入対策) 高度自動化機械を導入し、事業改善を行う中小企業者、NPO法人及び協同組合等	高度自動化機械の導入に要する資金							
	(ISO認証取得促進対策) ISO認証取得を行う中小企業者、NPO法人及び協同組合等	ISO認証取得に要する資金							
地球温暖化防止支援資金	(1) 省エネルギー設備等を導入する中小企業者、NPO法人及び協同組合等 (2) 新エネルギー設備等を導入する中小企業者、NPO法人及び協同組合等 (3) その他地球温暖化防止に有効な設備等を導入する中小企業者、NPO法人及び協同組合等	地球温暖化の防止に有効な設備等の導入に要する資金	3,000万円	2.1%以内	0.5%以内	1.6%	7年以内 (据置1年以内)		

*1 利用者負担利率：既に利子補給分を差し引いてありますので、金融機関へ実際に支払う利息です。 *2 市負担利率：融資利率と利用者負担利率の差額分について、市が金融機関へ支払う(利子補給する)ものです。
*3 宿泊業・娯楽業は20人以下。 *4 NPO法人は、ご利用いただけません。(医業を主たる事業とする小規模NPO法人を除く)

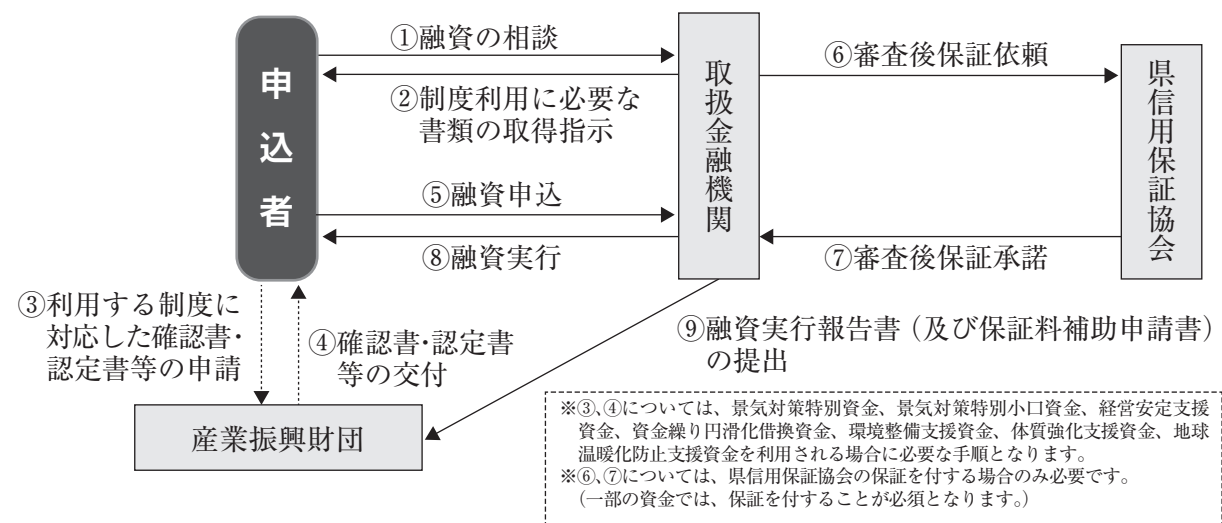
◎ 返済方法は、各資金とも毎月の元金均等割賦返済とします。

融資申込みの要件

この制度は、資本金3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)以下、又は、従業員数300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)以下の相模原市内の中小企業者、NPO法人及び協同組合等で、次の要件すべてに該当する者が利用できます(従業員数には役員数は含まれません)。

- 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種(神奈川県信用保証協会の保証対象外業種を除く)に属する事業を営む中小企業者、NPO法人及び協同組合等。
- 市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。かつ個人にあっては、1年以上市内に在住の者。
- 市民税を完納していること。
法人…法人市民税 個人…個人市民税
- 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていること。

融資申込手続きの流れ



確認書・認定書等の交付

中小企業振興資金・小企業小口資金・小企業特別資金以外の資金は、市が交付する確認書・認定書等が必要です。必要書類等をご用意の上、産業振興財団に申請してください。
※ 交付を受ける確認書・認定書等については、相模原市中小企業融資制度一覧をご覧ください。
※ 申請に必要な書類等については、産業振興財団又は取扱金融機関にお問合せください。申請する制度によってご用意していただく書類が異なります。

◎神奈川県信用保証協会

神奈川県信用保証協会は、事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業に対して、金融上の強力な「公的保証人」となって、事業資金調達に努める専門機関です。

(問合せ先)

相模原支店
相模原市中央区中央3-12-1 相模原市立産業会館3階 電話 042(752)0575
(ホームページアドレス <http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>)

※ 特定中小企業者への経営安定関連保証(セーフティネット保証)
中小企業信用保険法の特例として、経済産業大臣が指定する条件に該当する中小企業者が融資を受けようとする場合、信用保証協会の一般保証枠とは別に、経営安定関連保証が受けられる制度があります。